第四章　相続税法等の特例（第二十七条―第二十九条）
第五章　登録免許税法の特例（第三十条―第三十二条）
第六章　消費税法等の特例（第三十三条―第三十七条）
第七章　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例（第三十八条・第三十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この政令において、「東日本大震災」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。

2　次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は減価償却資産　それぞれ法第二条第二項各号に規定する居住者、確定申告書、修正申告書、更正請求書、棚卸資産、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得、不動産所得の金額、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は減価償却資産をいう。

二　山林所得の金額　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。

三　給与等　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号。以下「災害減免令」という。）第三条の二第一項に規定する給与等をいう。

四　公的年金等　災害減免令第三条の二第一項に規定する公的年金等をいう。

五　報酬等　災害減免令第八条第三項に規定する報酬等をいう。

3　第三章において「事業年度」、「棚卸資産」、「還付加算金」、「更正」、「充当」、「減価償却資産」、「適格現物分配」、「適格合併」、「合併法人」、「連結事業年度」、「適格分割」、「適格現物出資」、「分割承継法人」、「被現物出資法人」、「被現物分配法人」、「被合併法人」、「分割法人」、「現物出資法人」、「連結親法人」、「連結完全支配関係」、「連結子法人」又は「連結所得」とは、それぞれ法第二条第三項第三号、第五号、第七号から第十三号まで、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号、第三十一号、第三十二号又は第三十四号に規定する事業年度、棚卸資産、還付加算金、更正、充当、減価償却資産、適格現物分配、適格合併、合併法人、連結事業年度、適格分割、適格現物出資、分割承継法人、被現物出資法人、被現物分配法人、被合併法人、分割法人、現物出資法人、連結親法人、連結完全支配関係、連結子法人又は連結所得をいう。

第二章　所得税法等の特例

（雑損控除の特例の適用を認められる親族の範囲等）

第二条　法第四条第一項に規定する政令で定める親族は、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族で平成二十二年分の所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百五条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四条の二第六項、第二十条第四項（同令第二十一条第七項において準用する場合を含む。）、第二十五条の八第十四項（同令第二十五条の十一第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十一の二第二十項、第二十五条の十二の二第二十二項、第二十六条の二十三第六項若しくは第二十六条の二十六第十一項の規定又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）附則第十八条第六項、第二十六条第二項若しくは第二十八条第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法施行令第二百五条第一項に規定する合計額をいう。）が三十八万円以下であるものとする。この場合において、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、平成二十三年三月十一日の現況による。

2　所得税法施行令第二百五条第二項の規定は、前項に規定する親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「法第七十二条第一項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四条第一項（雑損控除の特例）」と読み替えるものとする。

3　居住者が平成二十二年分の所得税について法第四条第一項の規定の適用を受けた場合において、所得税法第七十二条第一項の規定により控除された金額に係る法第四条第一項に規定する特例損失金額（次条において「特例損失金額」という。）のうちにその者と生計を一にする第一項に規定する親族の有する法第四条第一項に規定する資産について生じたもの（以下この項及び次条第五項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成二十三年分の所得税に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号。以下この章において「災害減免法」という。）の規定の適用については、平成二十三年において生じなかったものとみなす。

（雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等）

第三条　法第四条第一項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、所得税法施行令第二百六条第一項第一号から第三号までに掲げる支出のうち法第四条第二項に規定する確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出の日の前日までにしたものとする。

2　法第四条第一項の規定により所得税法第七十二条第一項の規定が適用される場合における所得税法施行令第二百六条第二項の規定の適用については、同項中「その年においてした前項第一号から第三号までに掲げる」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三条第一項（雑損控除の特例の対象となる雑損失の範囲等）に規定する」とする。

3　所得税法施行令第二百六条第三項の規定は、特例損失金額を計算する場合について準用する。

4　法第四条第一項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により適用される所得税法第七十二条第一項の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における法第四条第一項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該特例損失金額が生じた年分」と、「同年」とあるのは「当該特例損失金額が生じた年」とする。

5　法第四条第一項の規定の適用を受けた居住者の同項の規定により適用される所得税法第七十二条第一項の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成二十四年以後の各年において生じたものである場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「平成二十三年分」とあるのは「当該親族資産損失額が生じた年分」と、「平成二十三年に」とあるのは「当該親族資産損失額が生じた年に」とする。

6　その年において生じた所得税法第七十二条第一項に規定する損失の金額のうちに特例損失金額と他の損失金額（特例損失金額以外の同項に規定する損失の金額をいう。次項において同じ。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額（同法第二条第一項第二十六号に規定する雑損失の金額をいう。次項において同じ。）は、特例損失金額から順次成るものとする。

7　前項の場合において、雑損失の金額のうちに特例損失金額に係るものと他の損失金額に係るもの（以下この項及び次条第二項において「他の雑損失金額」という。）とがあるときは、所得税法第七十二条第一項の規定による控除については、他の雑損失金額から順次控除する。

（雑損失の繰越控除の特例）

第四条　法第五条第一項の規定により所得税法第七十一条の規定を適用する場合における所得税法施行令第二百四条の規定の適用については、同条第一項各号及び第二項中「前年以前三年内」とあるのは、「前年以前五年内」とする。